

# 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（建設工事）

令和5・6年度

国家公務員共済組合連合会

管財・営繕部審査課

## 目 次

第 1	令和 5・6 年度競争参加資格審査について	(1)
1.	有資格者名簿への登録	(1)
2.	競争参加資格申請（随時受付）に必要な条件	(1)
第 2	登録申請の手順	(1)
第 3	申請書類の受付期間及び受付方法について	(2)
1.	申請方法	(2)
2.	申請に当たっての注意事項	(2)
3.	競争参加資格審査	(3)
4.	受付票の返送	(3)
5.	申請した事項の変更等の届出	(3)
第 4	提出書類の作成方法	(3)
1.	申請書（様式 1-1）	(4)
2.	申請書（様式 1-2）	(6)
3.	総合評定値通知書（写）	(7)
4.	工事経歴書（様式 2）及び営業所一覧表（様式 3）	(7)
5.	納税証明書（写）	(8)
6.	受付票（別紙参照）	(8)
7.	参加できる競争契約の範囲	(9)
8.	申請した事項の変更等の届出について	(9)
9.	合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請 に係る資格審査について	(9)
第 5	競争参加資格審査申請に関する Q & A	(10)
	（別紙 1）記載例 1	(12)
	（別紙 2）記載例 2	(13)

## 第1 令和5・6年度競争参加資格審査について

### 1. 有資格者名簿への登録

建設業者等で国家公務員共済組合連合会の建設工事の競争入札に参加を希望される者は、あらかじめ、所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を提出し、審査を受ける必要があります。

また、競争入札に参加できる者は、国家公務員共済組合連合会 建設工事の有資格者として登録された者に限られます。

### 2. 競争参加資格申請（随時受付）に必要な条件

経営事項審査について、次の3つの条件をいずれも満たすもの。

- (1) 申請をする日の直前に受けたもの。
- (2) 随時受付の申請日から1年7か月前までの間の決算日を審査基準日とするもの。
- (3) 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。
- 注) 申請書類の作成及び記入方法、詳細については、第4を参照してください。

## 第2 登録申請の手順

競争参加資格申請（随時受付）に必要な条件について

申請書類の作成

申請書類の受付期間及び受付方法について

申請書類は、(3) 頁の第4 提出書類の作成の方法の順に、クリップ綴じ又はクリアファイル等でまとめて提出してください。（以下参照）

(注) ホッチキス等で綴じる必要はありません。穴も空けないください。



競争参加資格審査

受付票の返送

登 録 完 了

## 申請した内容に変更が生じた場合

### 変更届の提出

### 第3 申請書類の受付期間及び受付方法について

登録を希望する者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。国家公務員共済組合連合会が発注する工事の受注を希望する者に対しても、**随時受付**を行います。

なお、当会では、第3の2③を除き、定期受付又は随時受付により提出された者について、更新は行っておりませんのでご留意願います。

#### 1. 申請方法

随時受付については、**持参、郵送又は宅配便（信書便に限る。）**による申込み方法にて受け付けます。

なお、当会では**電子申請は行っておりません。**

##### ① 送付方法

郵送又は宅配便（信書便に限る。）で送付してください。

申請書類送付先の封筒の表に**朱書きで「資格審査申請書類在中」**と明記してください。

② 送付先 〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎9階  
国家公務員共済組合連合会 管財・営繕部 審査課 あて  
TEL 03-3222-1841

③ 受付期間 **令和5年4月1日(土)～令和7年3月31日(月)**

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで。

##### ④ 注意事項

・申請書類の記載内容に不備又は誤記がある場合などは、申請書を受理したことになりません。申請内容の訂正又は補正のために、担当者への連絡、再提出や説明を求めることがあります。（申請書一式の写しを保管しておいてください。）

なお、**担当者は（行政書士等に委任をした場合には委任状を添付すること。）**

**記載内容・添付書類に関し、回答できる方**を記載してください。

・記載方法等が不明な場合は、電話による問合せ受付を致しますが、「簡潔明瞭」に「まとめて」ご質問いただくようお願いいたします。

**電話による問合せ受付時間については、土日祝日を除く毎日、午前9時30分から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後4時45分までとします。**

#### 2. 申請に当たっての注意事項

① **虚偽申請は資格取消の対象となります。**

申請書類に虚偽の記載があった場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の登録をしないことがあります。

また、資格登録後発覚した場合には、資格を取り消すことがあります。

② 一度申請した資格審査の書類については、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認してください。

また、申請した後に、以下の③を除き、新しい審査基準日の総合評定通知書の交付を受けても、申請書類の差し替え等はできません。

③ 再審査について

会社合併・譲渡・分割により新たに新設・譲渡会社となった者及び会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の決定を受けた者は、再度の資格審査を受けることが可能になります。（「第4の9」（9～10）頁参照）

④ 申請を取り下げた場合、再度の申請はできません。

申請書類を提出後、資格申請審査中及び登録完了後、申請を取り下げた場合については、再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。

### 3. 競争参加資格審査

国家公務員共済組合連合会の工種区分は29工種あります。この中から登録を希望する工種を選択して申請することになります。

建設工事の種類のうち、いずれか一つ以上の建設業の許可を受けており、かつ、それに応じた経営事項審査を受けていなければ、当該工種の申請はできません。

### 4. 受付票の返送

申請書の受付後、書類に同封された「受付票（郵便ハガキ）」を返送致します。

**競争参加資格の有効期間**

**受付票（郵便ハガキ）の受付日 ～ 令和7年3月31日**

### 5. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、変更等が生じた場合には、速やかに、受付窓口にて「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、変更等の届出をしてください。書式については、ホームページをご覧ください。（「第4の8」（9）頁参照）

## 第4 提出書類の作成方法

### 【書類一覧】

番号	申請書類名	様式番号	申請書類の説明
1	競争参加資格審査申請書 (独自様式)	様式1-1	(4～6)頁参照
		様式1-2	(6～7)頁参照
2	営業所一覧表(独自様式)	様式3	(7～8)頁及び (別紙1)記載例1参照(12)頁
3	総合評定値通知書(写)		建設業法第27条の29の総合評定値通知書の写しをいい、資格審査の申請をする日の直前に受けたものに限ります。

4	工事経歴書 (※独自様式)	様式 2	(7) 頁参照 総合評定値申請書に添付した工事経歴書(直前2年分)の写しで代替可能です。この場合、必ず最初の頁の右上に〇〇年度と記載してください。
5	納税証明書(写)	証明年月日が、申請書提出時3か月以内に発行されたものの写し。	
6	郵便ハガキ(受付票)	所定の様式のとおり記載し、申請書と併せ提出してください。(別紙2)記載例2)及びQ&A参照)	
7	官公需適格組合証明書 (該当者のみ)	組合員の住所、電話番号、称号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書面(協業組合・企業組合) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 第2条第1項第4号に該当する組合についてのみ提出が必要です。	

#### 1. 申請書(様式1-1)

- (1) 様式中「※」印のある欄については、記載しないでください。
- (2) 「04 許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号(2桁ハイフン6桁〇〇-〇〇〇〇〇〇)を総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直前のものをいいます。)から転記してください。
- (3) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (4) 「08 本社(店)住所」から「14 本社(店)FAX番号」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。
  - ① 「08 本社(店)住所」欄は、都道府県名から記載してください。
    - ・建設業許可及び経営事項審査上の本社(店)住所を記載してください。
    - ・登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記載してください。
    - ・外国事業者が申請する場合には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載し、なお、日本国内に連絡場所(支社等)がある場合には、その所在地名を欄外に記載してください。
  - ② フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字分として扱ってください。

なお、「08 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないでください。

- ③ 「08 本社(店)住所」の欄での丁目、番地、号は、「- (ハイフン)」により省略して記載してください。

(例)

東	京	都	千	代	田	区	九	段	南	1	-	1	-	1	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いて記載してください。

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)
合名会社	(名)	共同組合	(同)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	財団法人	(財)	社団法人	(社)
合同会社	(合)	有限責任事業組合			(責)

注) 外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要

(例)

チヨタ	タロウ																		
千	代	田	太	郎															

- ⑤ 「10 代表者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字あけてください。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないでください。

- ・登記簿上の役職名を記載してください。
- ・外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載してください。

(例)

チヨタ	ケンセツ																		
(	株	)	千	代	田	建	設												

- ⑥ 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( )は用いないでください。

(例)

0	3	-	3	2	2	2	-	1	8	4	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (5) 「15 外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

- (6) 「16 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類(以下「競争参加資格希望工種」という。)に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日(申請しようとする日の直前の営業年度の終了日)までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載してください。

なお、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載してください。

## 2. (様式1-2)

「17 完成工事高」の各欄については、次により記載してください。

- ① 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、総合評定値通知書の建設工事の種類欄から**当会に登録を希望する工種を1社3工種まで記載**してください。
- ② 「②年間平均完成工事高」の欄には、競争参加資格希望工種ごとに総合評定値通知書の年平均欄から転記してください。

当会に登録を希望する工種（1社3工種まで）以外は、「①競争参加資格希望工種区分」欄の「その他」に一括して計上してください。個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限ります。）を含めた完成工事高を記載してください。

また、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額を記載してください。

「合計」の欄には、登録を希望する工種別の完成工事高及びその他の工種の完成工事高の合計を記載してください。この場合、総合評定値通知書の完成工事高の合計と一致することとなります。

当該希望工事区分において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。その場合には、「0」と記載してください。

- ③ 「③工種コード」欄には、競争参加資格希望工種に対応するコード番号は、次表を参考にして記載してください。

工 種	コード	種別職員	工 種	コード	種別職員
土木一式工事	01	土木	板金工事	15	建築
建築一式工事	02	建築	ガラス工事	16	建築
大工工事	03	建築	塗装工事	17	建築
左官工事	04	建築	防水工事	18	建築
とび・土工・コンクリート工事	05	建築	内装仕上工事	19	建築
石工事	06	建築	機械器具設置工事	20	機械
屋根工事	07	建築	熱絶縁工事	21	機械
電気工事	08	電気	電気通信工事	22	電気
管工事	09	機械	造園工事	23	土木
タイル・れんが・ブロック工事	10	建築	さく井工事	24	機械
鋼構造物工事	11	建築	建具工事	25	建築
鉄筋工事	12	建築	水道施設工事	26	機械
ほ装工事	13	土木	消防施設工事	27	機械
しゅんせつ工事	14	土木	清掃施設工事	28	機械
			解体工事	29	建築

(例)

17 完 成 工 事 高	① 競争参加資格 希望工種区分		② 年間平均完成工事高 (千円)							③ 工種 コード	
	01	建築一式工事								0	2
	02	電気工事								0	8
	03	管工事								0	9
		その他									
	合計										

- ・ 上表の「コード表」から、各工種に対応するコード番号を記載してください。

(例では、建築一式工事→02、電気工事→08、管工事→09を希望工種とした場合を記載しています。)

### 3. 総合評定値通知書 (写)

第1の2(1)頁を参照してください。

なお、総合評定値通知書(写)を提出することができない場合は、当会への資格審査申請書を受理できませんので特に注意してください。

### 4. 工事経歴書(様式2)及び営業所一覧表(様式3)

(1) これらの様式については、下記によるほか、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1枚で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(2) 工事経歴書(様式2)の作成に当たっては、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について記載してください。

また、本書は総合評定値申請書に添付した工事経歴書(直前2年分)の写しで代替えすることができます。

(3) 営業所一覧表(様式3)については、下記により記載してください。

① 当会では、営業所(本社(本店)、支店を含む。)ごとの技術職員数を把握するため、営業所一覧表(様式3)をもって審査しています。

② 技術職員数の下欄にある「土木関係」、「建築関係」、「電気関係」及び「機械関係」の各欄に総合評定値通知書の「技術職員数合計」欄の一級、基幹、二級及びその他の技術職員の合計人数を割り振ってください。

なお、割り振りにあたっては第4の2③を参照して、主に従事している建設工事に対応する技術職員を記載してください。

また、一人の技術職員を複数の工事関係職員に計上することはできません。

したがって、営業所一覧表(様式3)の技術職員数の合計(土木関係、建築関係、電気関係及び機械関係の各技術職員の合計)と総合評定値通知書の技術職員数の合計(一級、基幹、二級及びその他の技術職員の合計)は一致します。

- ③ 営業所名称の欄には、最後に”合計”と記載し、技術職員数のそれぞれの合計を記載すること。

建設工事に対応する技術職員は、2.③の種別職員の欄を参考にしてください。

なお、記載事項が1枚で終わらない場合に「小計」の欄は設けないでください。

- ④ (別紙1)の記載例1を参照してください。 (12) 頁参照

## 5. 納税証明書(写)

平成11年11月、国税庁より、消費税(地方消費税を含む。)の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を必要としております。

- ・「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。
- ・申請時における「法人税」又は「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書(納税証明書その3、その3の2又はその3の3)が必要です。

(注) 他の納税証明書は必要ありません。

- ・納税証明書は、申請日より3か月以内に発行されたものを有効とします。それ以前のもの場合は、再度提出していただきます。

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	—
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	—	◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額(申告所得税(個人の場合)法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)のないことの証明書	○	○

## 6. 受付票((別紙2)の記載例2 (13) 参照)

- ① 資格審査後、受付完了を通知する受付票(郵便ハガキ又はハガキに所定額の切手を貼ったもの)を申請者にてご用意願います。

(注) 不足額が有った場合でも補てんはしません。

- ② (別紙2)の様式のとおり記載又は貼付し、申請書と併せ送付してください。
- ③ 当会より、受付票を発行(再発行)することはありませんのでご了承願います。

(注) 受付票の返送以外に資格決定通知書等は発行致しませんのでご留意願います。

## 7. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工種に係るものとします。

## 8. 申請した事項の変更等の届出について

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建築工事）」により、すみやかに変更等の届出をしてください。

### 【変更届出事項】

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（FAX番号を含む。）
- (3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名（フリガナ記載含む）
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（FAX番号を含む。）

### 【変更届出事項に係る添付書類】

- (1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
  - ・商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
- (2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
  - ・住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- (3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
  - ・許可・登録等の証明書の写し

## 上記「変更届出事項」以外の変更届は必要ありません。

## 9. 合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請に係る資格審査について

### 会社更生法及び民事再生法による再審査

- (1) 手続方法
  - ① 定期・随時受付…当会の要件を満たす者のみ
  - ② 登録後の再審査…当会の要件を満たす者のみ
- (2) 審査資格要件
  - ① 手続開始の決定後
    - ・会社更生法…更正手続開始決定通知書を受けている者
    - ・民事再生法…再生手続開始決定通知書を受けている者
  - ② 更正・再生手続開始決定後経営事項審査を受けている者
    - なお、更正・再生手続開始決定後経営事項審査を受けていない者については、申請は受付できませんのでご了承ください。
- (3) 必要書類
  - 第4の提出書類の作成方法に掲げる申請書類一式に更正・再生手続開始決定通知書（写）を添付して申請してください。

## 会社合併・譲渡・分割に係る再審査

- (1) 手続方法
  - ① 定期・随時受付…当会の要件を満たす者のみ
  - ② 登録後の再審査…当会の要件を満たす者のみ
- (2) 審査資格要件
  - ① 合併・譲渡・分割後登記済みである者
  - ② 合併・譲渡・分割時経営事項審査を受けている者

なお、合併・譲渡・分割時経営事項審査を受けていない者については、申請は受付できませんのでご了承ください。
- (3) 必要書類

第4の提出書類の作成方法に掲げる申請書類一式に、合併・会社分割等後の登記簿謄本（写）を添付して申請してください。

## 第5 競争参加資格審査申請に関するQ&A

Q-1 国家公務員共済組合連合会では、受付票等は発行されますか。

A-1 資格審査登録後に、同封された受付票（郵便ハガキ）を返送します。

（所定の様式のとおり記載又は貼付した郵便ハガキを同封していただいた者には、返送致しますが、同封されない場合は、当会から別に発行することはありませんのでご了承ください。

また、受付後申請書（様式1-1：受付印押印済み）等に係る郵送等の返信のご依頼はお断りしております。

Q-2 電子申請は可能ですか。

A-2 当会では、電子申請は行っておりません。

Q-3 登録後に、希望工種区分を追加することはできますか。

A-3 希望工種を追加することはできます。

追加については、変更届による随時受付となります。

なお、希望工種に係る2年分の様式2（工事経歴書）を併せて提出してください。総合評定値通知書（写）については、定期受付の際に提出したものを使用いたします。

（注）既に、3工種登録されている者については、追加及び変更できません。

また、一度申請された工種内容は変更できません。

Q-4 申請書の様式類をインターネット上からダウンロードできますか。

A-4 申請書の様式及び変更届については、国家公務員共済組合連合会のホームページからダウンロードが可能です。

なお、当会の独自様式のみ受付としますのでご留意願います。

Q-5 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。

A-5 鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。

Q-6 「外資状況」の考え方を教えてください。

A-6 外資状況に記載する会社には、つぎの3種類があります。

① 外国籍会社 本店が海外にあるもの。

② 日本国籍会社 100%外国資本の会社

本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの

③ 日本国籍会社 一部外国資本の会社

本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの

Q-7 代表者印は実印でなければならないですか。

また、印鑑証明書も必要ですか。

A-7 実印でも通常使用印のどちらでも構いません。

なお、実印の場合でも印鑑証明書は不要です。

Q-8 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。

A-8 「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。

この場合、役職名には（その他）と記載してください。

なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。

- ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長
- ・代表社員 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員
- ・管財人 ・会長 ・その他

Q-9 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A-9 クリップ等で分割出来るように留めてください。（ホッチキス綴じやファイルに綴じないでください。）

Q-10 資格審査決定通知書は発行されますか。

A-10 当会では、資格審査決定通知書の発行はいたしておりません。

受付番号が附番された受付票（郵便ハガキ）の返送をもって登録が完了したことになります。

(別紙1)

様式3

※受付番号		※業者コード	
-------	--	--------	--

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

【記載例1】

# 営業所一覧表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地		電話番号(上段) FAX番号(下段)	技術職員数(人)			
			都道府県名	市区町村名		土木関係	建築関係	電気関係	機械関係
1	本社	109 - 0001	東京都	港区	03-3333-3333 03-3333-3334	10	23	8	12
2	大阪支社	541 - 0001	大阪府	大阪市	06-6911-1111 06-6911-1119	3	4	3	5
3	広島支店	736 - 0021	広島県	安佐郡	0826-23-1122 0826-23-1129	2	3	1	2
4	札幌営業所	060 - 0004	北海道	札幌市	011-231-6711 011-231-6713	3	4	2	3
合計						18	34	14	22

都道府県名のみしてください。

市区町村名のみ記載してください  
※町名・番地等は記載しないでください。

合計 88 人

(12)

営業所は、各都道府県において複数ある場合には、そのうちの主たる1か所のみ記入し、技術職員数は合計

## 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

合計 88 人

[金額単位: 千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点(Z)
			2年平均	評点(X1)	技術職員数					評点	
					元請完成工事高 2年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級		
特	土木一式										
	プレストレストコンクリート										
特	建築一式										
特	大工										
特	左官										
特	とび・土工・コンクリート										
	その他										
	合計				31	(31)	12	35	10		

合計が一致します

合計 88 人

※上表は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の一部を抜粋しました。

